

令和3年6月1日

市民の皆様へ

新型コロナウイルス感染拡大防止のための
下蒲刈まちづくりセンターの使用制限等について（通知）

令和3年5月14日（金）に広島県へ発出された緊急事態宣言が令和3年6月20日まで延長されることに伴い、次のとおり使用制限を行います。

【期 間】

令和3年6月1日（火）～令和3年6月20日（日）

【開館時間の短縮】

使用可能時間を22時から20時に短縮します。

【貸し室の使用自粛】

6月1日（火）から6月20日（日）の間、まちづくりセンターの全室（貸し室及び貸し室以外の室を含む）の使用自粛をお願いします。

既に使用料を納付された団体については、使用料を還付します。

なお、既にこの期間に係る使用許可を受けており使用中止が困難な場合は、感染拡大防止対策を講じることを条件に使用を認めます。

【貸し室の新規受付休止】

6月1日（火）から6月20日（日）の間の使用申請について、新規受付を休止します。

【窓口】

まちづくりセンターの窓口業務は通常どおり行います。

使用を予定されていた皆様には、大変ご迷惑をおかけいたしますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、利用者の皆様の健康、安全を最優先とさせていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

呉市下蒲刈まちづくりセンター
館長 白井 教司
連絡先 65-2027